

# 青森県報

第二千六百二十一号

平成十八年  
四月二十六日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

青森県民の意識に関する調査の実施……………	(企 画 課) …… 一
旧過疎地域活性化特別措置法による公共下水道に関する工 事の完了……………	(都 市 計 画 課) …… 二
右 同……………	( 同 ) …… 二
右 同……………	( 同 ) …… 二
右 同……………	( 同 ) …… 二
証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更……………	(出 納 課) …… 三
公 告	
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(人 事 課) …… 三
自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム導入 に係る都道府県接続サブシステム等開発業務に係る一般競 争入札……………	(税 務 課) …… 四
建設業者の許可の取消し……………	(青 森 県 土 整 備 事 務 所) …… 五
右 同……………	(十 和 田 県 土 整 備 事 務 所) …… 五
出先機関	
土地改良区の役員の退任……………	(中 南 地 域 農 林 水 産 事 務 所) …… 五
右 同……………	(上 北 地 域 農 林 水 産 事 務 所) …… 六

### 収用委員会

公示送達…………… (監 理 課) …… 六

正 誤……………

平成十八年二月二十二日定例規則中…………… (推 進 室) …… 六

## 告 示

青森県告示第百八十二号

青森県民の意識に関する調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（昭和二十五年三月青森県条例第十号）第二条第二項の規定により告示する。

平成十八年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 調査目的

青森県の新基本計画「生活創造プラン」の期待値の県民満足度についての現状を把握するため

### 二 調査事項

1 調査は、次に掲げる事項について行う。

- (一) 調査対象者の状況
- (二) 生活全般の満足度
- (三) 暮らしやすさの向上度
- (四) 各生活局面の現状認識
- (五) 県内への定住志向
- (六) 生活に関する現状

2 前項の調査事項の細目は、別に定める調査票に記載するところによる。

### 三 調査範囲

青森県内在住の十六歳以上の者

### 四 調査期日

平成十八年五月一日現在によって行つ。

五 調査方法

調査は、平成十八年五月十五日から同月二十六日までの間において、調査票を郵送し、及び回収する方法により行つ。

青森県告示第三百八十三号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行つた次の公共下水道の終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十八年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 公共下水道の名称

外ヶ浜町特定環境保全公共下水道

二 工事の区間及び区域

終末処理場

東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町二四九の一内地

三 工事の内容

終末処理場

水処理設備工事

四 工事の完了の日

平成十八年三月二十九日

青森県告示第三百八十四号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第

十五号）第十四条の二第一項の規定により行つた次の公共下水道の終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十八年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 公共下水道の名称

佐井村特定環境保全公共下水道

二 工事の区域

終末処理場

下北郡佐井村大字佐井字大佐井川目五六の一内地

三 工事の内容

終末処理場

管理汚泥棟工事

四 工事の完了の日

平成十八年三月二十九日

青森県告示第三百八十五号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行つた次の公共下水道の幹線管渠及び終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十八年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 公共下水道の名称

外ヶ浜町特定環境保全公共下水道

二 工事の区間及び区域

1 幹線管渠

東津軽郡外ヶ浜町字平館後田六五の五地内から同字平館根岸小川一〇の八地

内まで

2 終末処理場

東津軽郡外ヶ浜町字平館弥蔵釜四一及び四七の一地内

三 工事の内容

1 幹線管渠

管路施設工事

2 終末処理場

管理汚泥棟工事

四 工事の完了の日

平成十八年三月三十日

青森県告示第三百八十六号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行った次の公共下水道の幹線管渠の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十八年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 公共下水道の名称

深浦町特定環境保全公共下水道

二 工事の区間及び区域

幹線管渠

西津軽郡深浦町大字岩崎字松原五〇の一地内

三 工事の内容

幹線管渠

附帯工

四 工事の完了の日

平成十八年三月三十日

青森県告示第三百八十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十八年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田六四の五

大鰐りんご商業協同組合

二 変更内容

1 変更前の住所及び売りさばき場所

南津軽郡大鰐町大字大鰐字川辺一八の三

2 変更後の住所及び売りさばき場所

南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田六四の五

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十八年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
  - 人事給与トータルシステム維持管理業務一式
  - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - 青森県総務部人事課
  - 青森市長島一丁目の一
  - 三 契約の方法
  - 随意契約
  - 四 契約の相手方を決定した日
  - 平成十八年四月一日
  - 五 契約の相手方の名称及び住所
  - NECソフトウェア東北株式会社
  - 仙台市青葉区一番町一丁目一〇の二三
  - 六 契約金額
  - 三千六百九十六万円
  - 七 随意契約の理由
  - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
  - 八 契約の相手方を決定した手続
  - 予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。
- ~~~~~
- 自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム導入に係る都道府県接続サブシステム等開発業務に係る一般競争入札
- 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。
- 平成十八年四月二十六日
- 青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

- 1 業務名 自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム導入に係る都道府県接続サブシステム等開発業務
- 2 仕様等 入札説明書による。
- 3 履行期限 平成十九年三月十五日
- 4 納入場所 青森市長島一丁目の一  
青森県総務部税務課
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 平成十七年七月一日青森県告示第百六十五号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、電子計算組織に係る役務の提供を受ける契約についてAの等級に格付けされた者であること。
- 3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- 三 入札説明書を交付する場所及び契約条項を示す場所並びに問い合わせ先
- 青森市長島一丁目の一  
青森県総務部税務課税務電算グループ  
電話 〇一七 七二二 一一一（内線五四二〇）
- 四 入札及び開札の場所及び日時
- 1 場所 青森市長島一丁目の一
- 青森県庁舎 東棟一階経理課入札室
- 2 日時 平成十八年五月十七日午後二時
- 3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。
- 五 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条、第百三十三條及び第百五十九條の規定による。
- 六 契約書の取り交わしの時期
- 落札決定の日から七日以内
- 七 落札者の決定方法

八 その他  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 竹中住宅設備産業株式会社
- 二 代表者の氏名 竹中 英樹
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字平岡一七〇の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一一五四七号
- 五 取消年月日 平成十八年四月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十六年四月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 原燃マシナリー株式会社
- 二 代表者の氏名 渡邊 定正
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駮字家ノ前一の二三
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一六）第一六七七五号（
- 五 取消年月日 平成十八年四月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十八年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、津軽平川土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年四月二十六日

中南地域県民局長 天 童 光 宏

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年 月 日
理 事	工藤 広	弘前市大字大沢字上村元二〇	平成一八・四・三

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、淋代平土地改良区から、次のとおり役員の前届があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年四月二十六日

上北地方農林水産事務所長 小山内 久

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	蹴 揚 兼 雄	三沢市淋代二丁目二六の一六六三	平成一八・四・七

収用委員会

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場

正 誤

発行年月日 発行番号	区 分	番 号	ペ ー ジ	段	行	誤	正
平成一八・二・三 第二五九四号	規 則	第 六 号	二	上	一 二	五 青森県水族館条例の一部を改正する条例（平成十七年三月青森県条例第四十四号）	五 青森県水族館条例の一部を改正する条例（平成十七年三月青森県条例第四十四号） 六 青森県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年三月青森県条例第四十二号）

行政経営推進室

所を確認することができないので、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成十八年四月二十六日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

一 送達すべき裁決書の名称

平成十八年四月十七日付け裁決書

二 送達を受けるべき者

別表のとおり

三 送達すべき書類の保管場所

一 裁決書は、青森県土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。

四 その他

一 裁決書は、平成十八年五月十七日をもって送達があつたものとみなされます。

別表 送達を受けるべき者

氏名	住所	備考
刈野 羅織	青森県むつ市区区役所一丁目18番39号 中田ロータ	住民票記載

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭